

三重河川流域委員会の設立について

河川法の改正について

河川法改正の概要

明治29年(1896年)

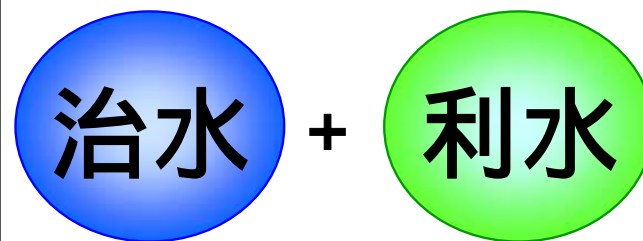
近代河川制度の誕生



昭和39年(1964年)

治水・利水の体系的な制度の整備

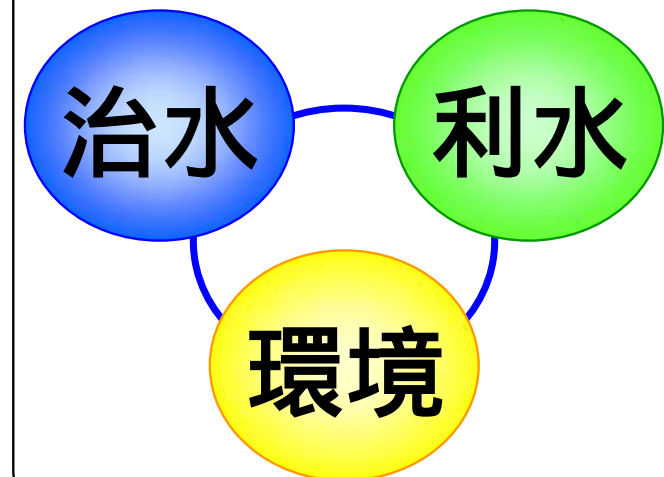
- ・水系一貫管理制度の導入
- ・利水関係規定の整備



平成9年(1997年)

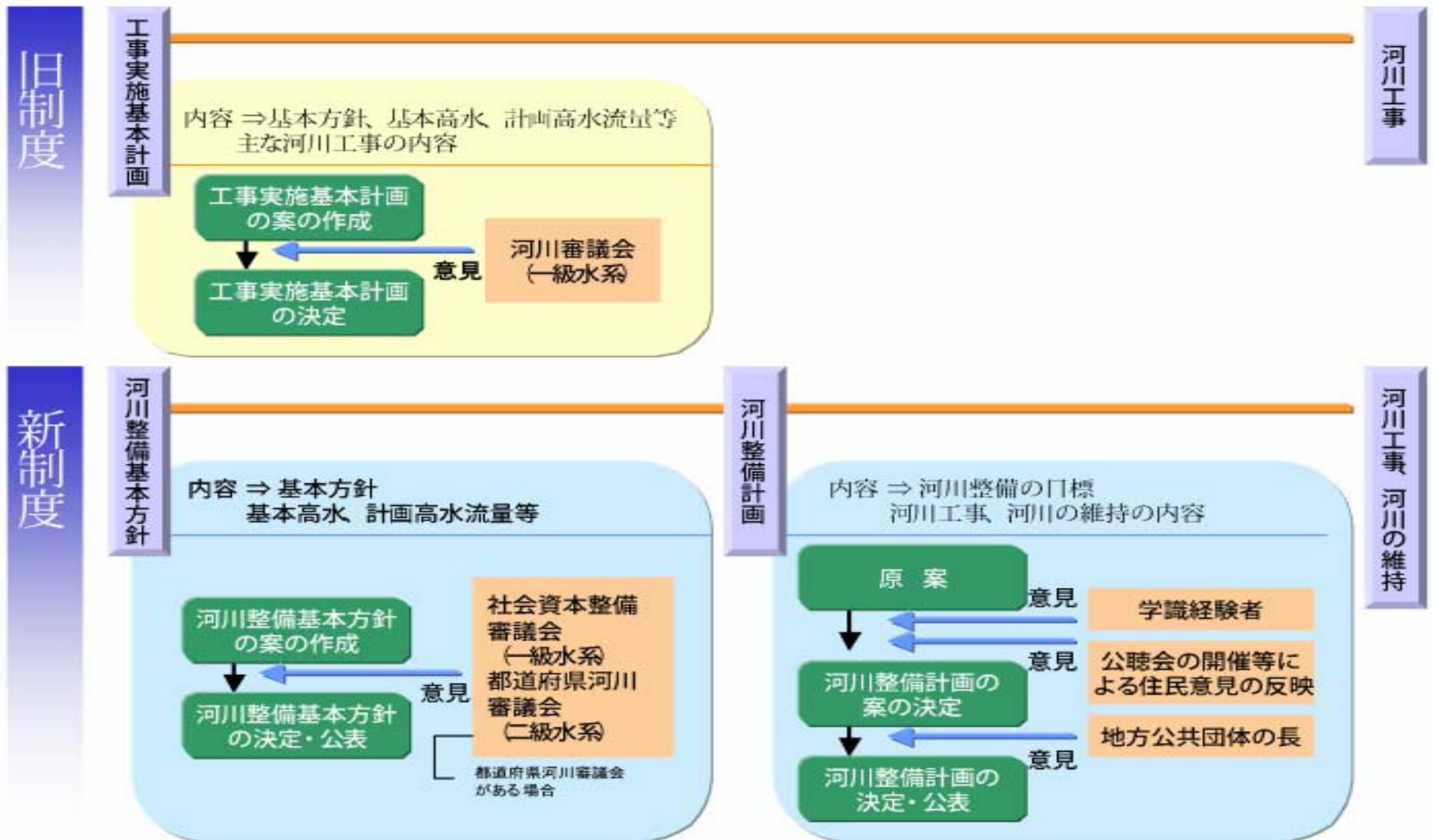
治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備

- ・河川環境の整備と保全
- ・地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入



河川整備基本方針と河川整備計画について

策定に係る流れ図



河川整備基本方針と河川整備計画について

工事实施基本計画

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- ・洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減
- ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

2. 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項

- ・基本高水及びその河道と洪水調節施設への配分
- ・主要な地点の計画高水流量
- ・主要な地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量

3. 河川工事の実施に関する事項

- ・主要な地点の計画高水位、計画横断形等
- ・主要な河川工事の目的、種類、施行の場所
- ・当該工事による主要な河川管理施設の機能

河川整備基本方針

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- ・洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減
- ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
- ・河川環境の整備と保全

2. 河川整備の実施の基本となるべき計画に関する事項

- ・基本高水及びその河道と洪水調節施設への配分
- ・主要な地点の計画高水流量
- ・主要な地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量
- ・主要な地点の計画高水位、計画横断形に係る川幅

河川整備計画

1. 河川整備の目標

2. 河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類、施行の場所
- ・当該工事による主要な河川管理施設の機能
- ・河川の維持の目的、種類、施行の場所

三重河川流域委員会 設立趣旨

平成9年度に改正された河川法では、河川管理者は今後20～30年間の具体的な河川整備に関する事項を定めた「河川整備計画(大臣管理区間)」を策定することとなりました。

三重河川流域委員会は、三重河川国道事務所が管轄する鈴鹿川、雲出川、宮川の河川整備計画の案の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験を有する者の河川に関する意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長が設置します。

なお、既に河川整備計画が策定済みの櫛田川については、必要に応じ見直しを行います。

三重河川流域委員会 対象河川



・鈴鹿川(大臣管理区間)

・雲出川(大臣管理区間)

・櫛田川(大臣管理区間)

平成17年8月櫛田川水系河川整備計画策定済み

・宮川(大臣管理区間)